

宮古市観光振興ビジョン

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

令和7年4月

岩手県宮古市

ごあいさつ



宮古市は、市の観光振興を目的として、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする宮古市観光振興ビジョンの策定を行いました。

2020（令和2）年から続いた新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、観光業の落ち込みは地域経済の大きな痛手となりました。宮古市が活力に満ちた産業振興都市として継続的に発展していくためには、観光の振興と発展が不可欠であります。

本ビジョンにおいては、コア・プロジェクトを中心とした施策により、持続可能な観光地として、賑わいのある宮古市をつくるための「宮古市観光振興ビジョン」を策定いたしました。

ビジョンの実現には、官民が連携して魅力ある観光地を構築するための付加価値の創出が重要であり、市民の皆様や関係団体の皆様の協力が不可欠となりますので、皆様の参画・協働をお願いいたします。

「宮古市観光振興ビジョン」の策定にあたり、ご審議いただきました宮古市観光審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年4月1日

宮古市長 山 本 正 徳

《 目 次 》

第1章 策定の趣旨	-3-
1. ビジョン策定の目的	-3-
2. ビジョンの性格	-3-
3. ビジョンの目標年次	-3-
第2章 市の特性	-4-
1. 位置・自然条件	-4-
2. 気候	-5-
3. 人口	-5-
第3章 現状と課題	-6-
1. 観光の現状	-6-
(1) 観光を取り巻く環境	-6-
(2) 国際観光の動向	-7-
(3) 日本人旅行者の動向	-8-
(4) 県内の観光の動向	-9-
(5) 宮古市の観光の動向	-10-
2. 観光の課題	-15-
(1) 観光拠点の再整備	-15-
(2) 地域観光資源の活用	-16-
(3) 体験型観光の推進	-16-
(4) インバウンドの受入強化	-17-
第4章 観光振興の重点施策(コア・プロジェクト)	-18-
1. 基本方向	-18-
2. コア・プロジェクトの概要	-19-
(1) 観光拠点再整備事業	-19-
(2) 地域観光資源活用事業	-19-
(3) 体験型観光推進事業	-20-
(4) インバウンド受入強化	-20-
3. コア・プロジェクトの個別施策	-21-
(1) 観光拠点再整備事業	-21-
(2) 地域観光資源活用事業	-21-
(3) 体験型観光推進事業	-21-
(4) インバウンド受入強化	-21-
4. 計画推進のスケジュール等	-22-
(1) 施策の目標	-22-
(2) スケジュール	-23-
5. 計画推進のための関係団体との協働	-23-
【資料編】	
■ 宮古市観光審議会について	-25-
1. 宮古市観光審議会開催状況	-25-
2. 宮古市観光審議会委員名簿	-25-
3. 宮古市観光審議会に関する条例	-26-

第1章 策定の趣旨

1. ビジョン策定の目的

宮古市が活力に満ちた産業振興都市として、継続的に発展していくためには、地域拠点の受入体制の整備と、観光による地域経済の循環が不可欠です。2020(令和2)年に全世界で拡大した新型コロナウイルス感染症や、物価高騰、燃料価格等の高騰により、観光業界は大きな打撃を受け、事業者を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いています。

しかしながら、遊覧船「宮古うみねこ丸」の運航開始、外国客船の寄港、インバウンド来訪の回復など、観光需要の新たな高まりも起こっています。

観光が、これまでの「モノ消費」から「コト消費」へ、そして SNS(ソーシャルネットワークサービス)の普及に伴う、同じ場所と時間を共に共有しあう「トキ消費」へと移り変わる中、時代の流れを掴みながら、的確な情報収集による観光施策の実行が必要となっています。

本ビジョンは、観光が目指すべき方向を明確にし、持続可能な観光を目指し、官民が連携して賑わいのある宮古市をつくるために策定するものです。

2. ビジョンの性格

宮古市観光振興ビジョンは、新たな宮古市総合計画並びに宮古市産業立市ビジョンにおける観光分野の個別計画に位置付けられるもので、観光振興の取り組みの基本的な方針を示すものです。

3. ビジョンの目標年次

宮古市観光振興ビジョンは、2025(令和7)年度を初年度とし、2029(令和11)年度を目標年次とする5ヶ年計画とします。

第2章 市の特性

1. 位置・自然条件

宮古市は岩手県の沿岸部、三陸海岸のほぼ中央に位置し、西側は盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接しています。

宮古市の東部は太平洋に面し、北側は典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達しており、南側は北上高地の裾野が沈水してできたリアス海岸で、南北で対照的な景観を見せ、入江と岬が交互に続く起伏に富んだ美しく壮大な景観は国立公園に指定され、多くの観光客が訪れています。

東日本大震災後、この国立公園を含む区域は、2013(平成25)年5月24日に「三陸復興国立公園」として国の指定を受けました。また、2013(平成25)年9月24日には「三陸ジオパーク」として日本ジオパークの認定を受け、2023(令和5)年12月14日には再認定を受けました。

三陸沖合は、南からの黒潮と北からの親潮、そして津軽海峡から沿岸を南下してくる津軽暖流の三つの海流が複雑に交じり合う海域が広がっています。

1年を通じて豊富な魚種に恵まれることから、世界有数の漁場のひとつに数えられ、「三陸漁場」と呼ばれています。

陸地に目を向けると、東は本州最東端の地「^{とどがさき}鮭ヶ崎」を有する重茂半島があり、くさび形に切り込んだ宮古湾に閉伊川が流れ込み、下流部一帯は市の中心地として市街地を形成しています。この平地を囲むように標高1千メートルを超える急峻な山々と丘陵地からなる広大な北上山地が北、西、南の三方に広がっています。

北上山地の最高峰である早池峰山とその一帯は、高山植物の宝庫として国定公園に指定されています。

区界高原と早池峰を水源の一つとする閉伊川は、深山から流れ出す清水と養分を集めて宮古湾へと流れ下ります。

宮古市の総面積は、約1,260平方キロメートルで、岩手県の総面積の約8.2%を占めています。そのうちの約92%は森林で、平地は閉伊川などの河口付近と各河川流域の一部に点在しています。

【面積】

単位:km²

総面積	宮古地区	田老地区	新里地区	川井地区
1,259.89	339.48	101.05	256.29	563.07

2. 気候

宮古市の東側、沿岸部は東北太平洋沿岸特有の気候で、夏は冷涼な北東風(やませ)の影響を受けやすく、冬は北上山地が雪雲を遮るため、日照時間が長く温暖で乾燥します。西側は標高が高く内陸性気候を帯び、1年を通じて冷涼で、冬は積雪が多くなります。

3. 人口

宮古市の人口は、2025(令和7)年1月1日時点で45,632人、地区ごとの内訳では、宮古地区39,130人、田老地区2,513人、新里地区2,164人、川井地区1,825人となっています。

世帯数は22,418世帯で、地区ごとの内訳では、宮古地区 19,208 世帯、田老地区 1,183 世帯、新里地区 1,004 世帯、川井地区 1,023 世帯となっています。

年齢構成では70歳代が最も多く 17.3%、次いで60歳代が 15.0%、その次が50歳代で 14.0%となっています。

人口動態は、自然動態(出生と死亡)、社会動態(転入と転出)ともに、それぞれ死亡が出生を、転出が転入を上回り、減少となっています。

【年齢別人口】

単位:人

年齢別	2025(令和7)年1月1日時点			
	男	女	計	割合
10歳未満	1,233	1,197	2,430	5.3%
10代	1,728	1,654	3,382	7.4%
20代	1,626	1,411	3,037	6.7%
30代	1,909	1,711	3,620	7.9%
40代	2,609	2,458	5,067	11.1%
50代	3,325	3,074	6,399	14.0%
60代	3,439	3,402	6,841	15.0%
70代	3,617	4,259	7,876	17.3%
80代	2,009	3,374	5,383	11.8%
90代	395	1,159	1,554	3.4%
100歳以上	5	38	43	0.1%
総数	21,895	23,737	45,632	100%

第3章 現状と課題

1. 観光の現状

(1) 観光を取り巻く環境

① 旅行スタイルの多様化

観光形態は、近年大きく変わり、LCCの利用や、コロナ禍以降の自家用車の活用などによる移動手段の変化、またインターネットなどの情報ツールの普及により、旅行スタイルの主流は、団体旅行から個人旅行へと変化しました。

近年では SNS の普及により、情報は取得するものから発信するものへと変わりつつあり、旅行の形態に加え、目的や内容も大きく変化しており、観光ニーズについても、団体で自然景観や名所を楽しむ従来の発地型観光に加えて、民泊などに代表される住民との交流など着地型観光、体験型観光も注目されています。

また、最近では、その時にしか体験できない体験や、再現できない場面を、同じ場所、時間で楽しむ「トキ消費」という概念も普及しています。

② インバウンド

政府は、持続可能な観光立国に向けて、新たな「観光立国推進基本計画」を策定し、2023(令和5)年3月31日に閣議決定しました。

基本計画では、「持続可能な観光地づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」の3つの戦略に取り組むこととしています。

具体的な数値目標としては、インバウンドの回復基準として、訪日外国人観光客数を、2025(令和7)年度までに2019(令和元)年度の水準3,188万人を超えること、国内交流拡大の基準として日本人の地方部延べ宿泊者数を2025(令和7年)度までに3.2億人泊とすること、などを挙げています。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響

2020(令和2)年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本経済全体に影響を及ぼし、特に観光関連産業には大きな打撃を与えました。

2022(令和4)年10月から入国制限が緩和され、インバウンドが急速に来訪したことにより、大都市圏のホテル稼働率は回復傾向にあります。しかし、旅館業、地方部の宿泊業は、いまだ完全回復には至っておらず、今後の地方部の観光需要の回復が、日本全体の観光需要の回復の大きな鍵となります。

(2)国際観光の動向

SARS が猛威を振るった2003(平成15)年と、世界的な不況や新型インフルエンザの流行した2009(平成21)年には、国際観光客数は一時鈍化しましたが、その後は一貫して増加傾向にありました。

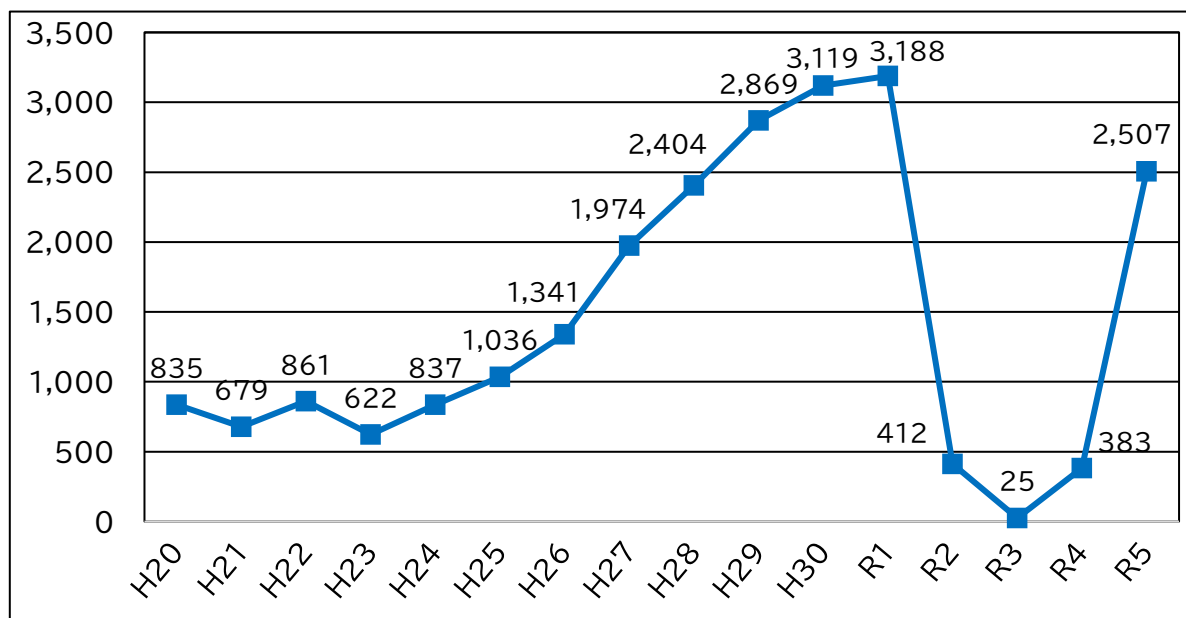
しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、2020(令和2)年から2022(令和4)年までは、国際観光客数は壊滅的に減少しましたが2022(令和4)年10月以降、入国制限緩和により、飛躍的に回復を見せ、UNWTO(国連世界観光機関)発表の世界観光動向によると、2023(令和5)年の国際観光客数は、パンデミック前の2019(令和元)年の水準の89%にあたる13億人に達しています。

世界全体では、フランスへの観光客数が最も多く1億人、2位がスペインで8,520万人となっています。

アジア地域では中国を抜き、タイへの外国人旅行者数が最も多く、2023(令和5)年の調査では2,815万人となりました。日本は世界で14位、アジアで2位の2,507万人でした。

【訪日外国人旅行者数の推移】

単位:万人



資料:観光白書

(3)日本人旅行者の動向

①国内旅行の動向

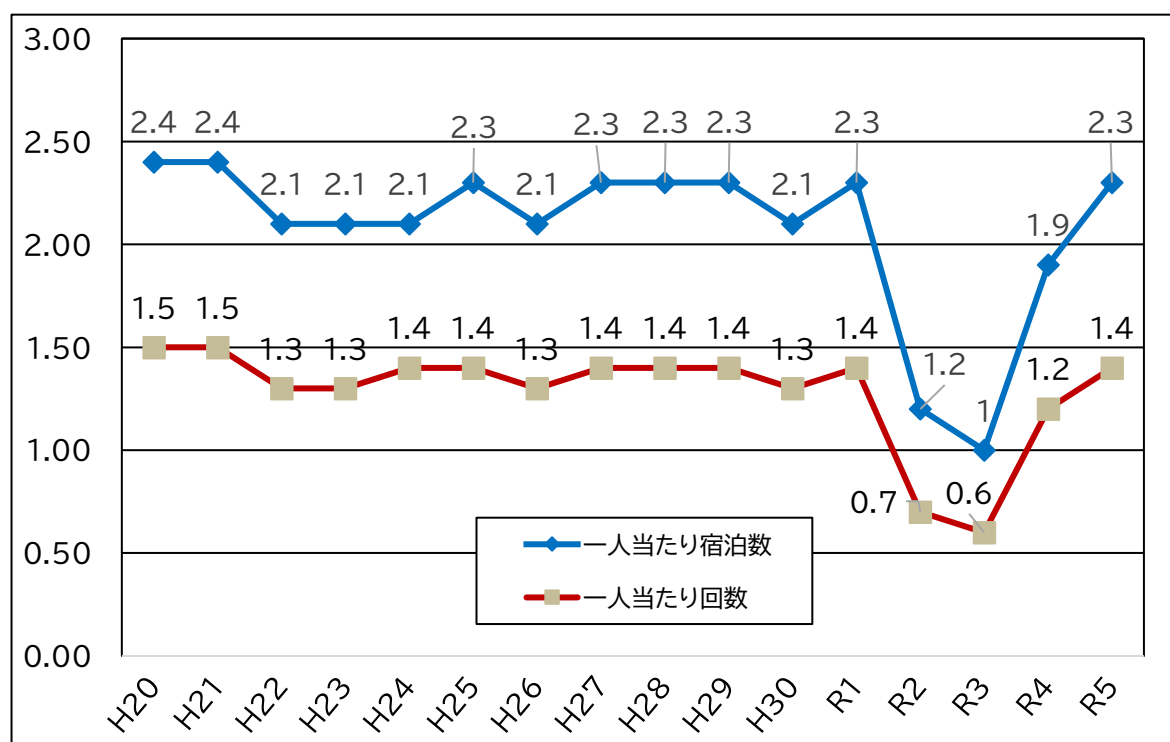
観光庁によると、2023(令和5)年の日本人の国内観光旅行者数は、国内日帰り旅行者数が延べ2億1,623万人で、2019(令和元)年比 21.5%の減、宿泊旅行者数が、延べ2億 8,135 万人で、2019(令和元)年比 9.7%の減となりました。

2023(令和5)年における国民一人当たりの国内観光宿泊数は 2.3 泊、国内宿泊観光旅行回数は 1.4 回と推計され、コロナ禍前の 2019(令和元)年の水準に戻っています。

コロナ禍以降は、国のGoTo トラベル事業の実施や、各自治体の宿泊割引などにより、国内旅行やマイクロツーリズムの推進を進めていましたが、2023(令和5)年5月の新型コロナウイルス感染症の第5類移行後は、国内旅行も回復傾向にあります。

【国内宿泊観光旅行の推移】

単位:泊、回



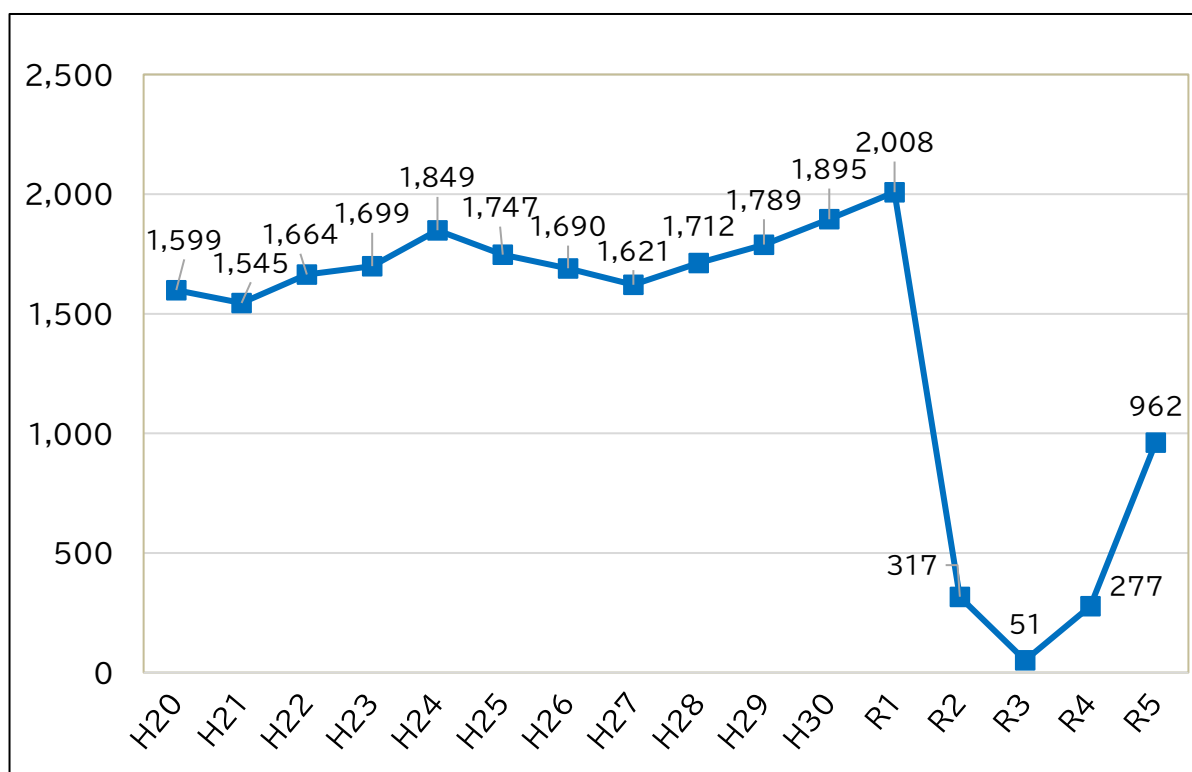
資料:観光白書

②海外旅行の動向

2023(令和5)年の出国日本人数は、962万人で、コロナ禍前の 2019(令和元)年比 52.1%となっています。インバウンドの回復傾向と比べ、アウトバウンドについては、緩やかな回復傾向となっており、主な出国先は、韓国、アメリカ、台湾の順となっています。

【出国日本人数の推移】

単位:万人



資料:観光白書

(4)県内の観光の動向

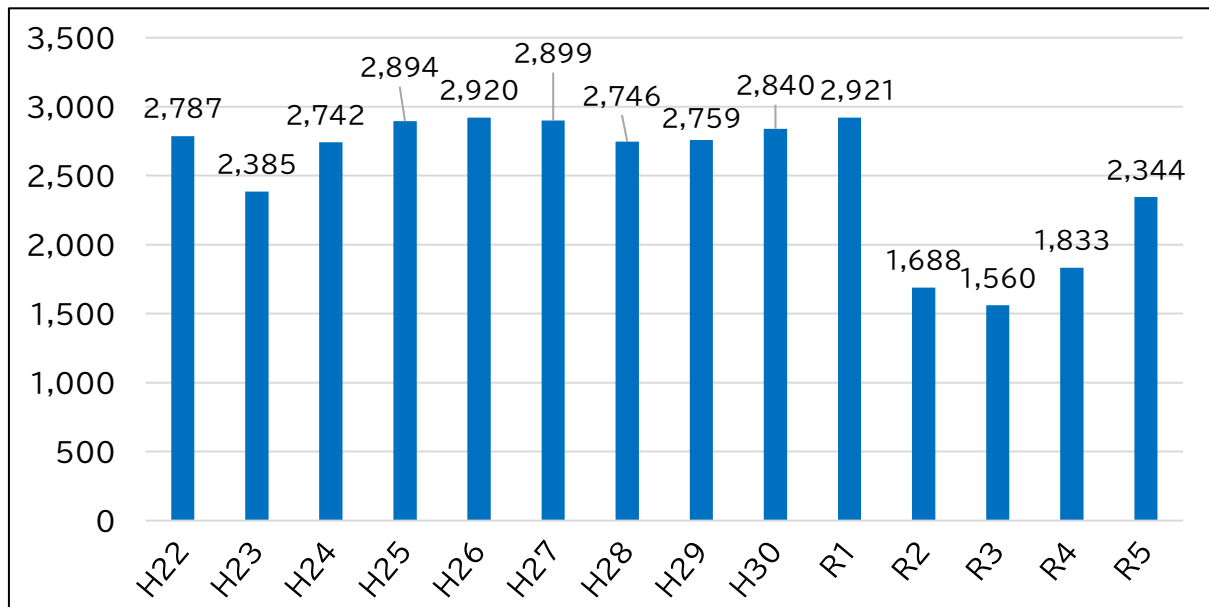
①観光客入込数

岩手県内の観光客入込数は、東日本大震災の影響で、2011(平成23)年には2,385万人回と前年から14.4%の減少となりましたが、2013(平成25)年には、震災前の水準まで回復しました。震災後は増加傾向にあり、2019(令和元)年には震災後最高の2,921万人回に達しました。

しかしながら、2020(令和2)年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1,688万人回となりました。現在は緩やかな回復傾向にあり2023(令和5)年は2,344万人回となり、今後の更なる回復が期待されています。

【年別観光客入込数/岩手県】

単位:万人回



資料: 岩手県観光統計概要

(5) 宮古市の観光の動向

① 観光客入込数

宮古市の観光客入込数は、数値の残る1975(昭和50)年以降、1992(平成4)年の275.2万人を最高に220万人以上で継続していましたが、徐々に減少し、震災前の2010(平成22)年の観光客入込数は124.2万人となり、震災後の2011(平成23)年は33.6万人まで減少しました。

その後、観光プロモーションや三陸鉄道の知名度向上等の効果により、震災後は増加し、また、ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催や、三陸鉄道全線開通の効果により、2019(令和元)年の宮古市の観光客入込数は189万人に達し、2010(平成22)年を上回りました。

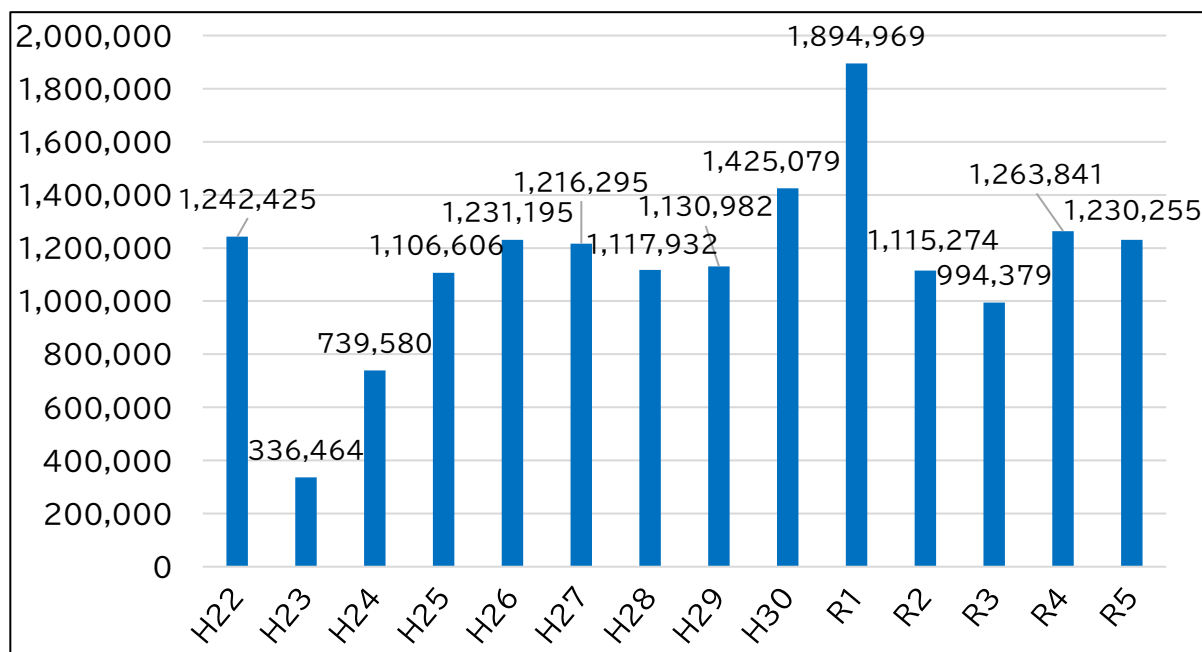
しかしながら、2020(令和2)年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、111万人にまで大幅に減少し、2021(令和3)年も、新型コロナウイルス感染症の影響は続き、前年を下回る99万人まで減少いたしました。

コロナ禍においては、みやこ宿泊割、地域クーポン支給など、市独自の誘客施策を実施し、観光関連施設の支援を行いました。

2022(令和4)年は126万人、2023(令和5)年は123万人と、コロナ禍前の2017(平成29)年の水準までは回復しておりますが、今後さらなる増加を目指しています。

【年別観光客入込数/宮古市】

単位:人



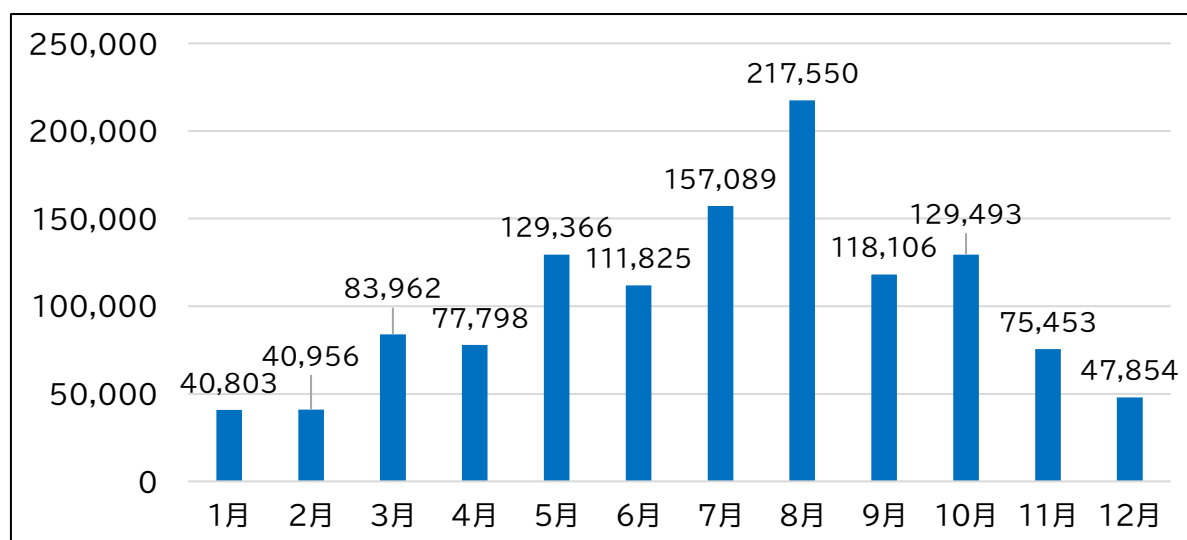
資料:宮古市観光客入込数調査

※観光庁が平成 21 年 12 月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」により、全国共通の調査が可能となった反面、共通基準導入前との比較ができなくなりました。岩手県の共通基準の導入は平成 22 年度からであるので、平成 21 年度以前と平成 22 年度以後の集計方法が異なり、単純な比較ができなくなっています。

宮古市の2023(令和5)年の月別の観光客入込数の最高は、8月の 21.7 万人で過去3年間の観光客入込数の傾向を見ても、8月の入込数が最も多くなっています。

【月別観光客入込数/宮古市(2023年/令和5年)】

単位:人



資料:令和 5 年宮古市観光客入込数調査

②受入施設等の状況

宮古市を取り巻く環境の変化は、大きく二つに分かれます。一つは交通環境、もう一つは観光施設の変化です。交通環境は特に、道路、鉄道が大きく変化しています。

道路に関しては、宮古盛岡横断道路が2021(令和3)年3月28日に全線開通し、更には、三陸沿岸道路の八戸～仙台間が2021(令和3)年12月18日に全線開通いたしました。

交通環境の整備により、仙台、盛岡、八戸などからの時間距離が飛躍的に短縮され、内陸や他県からの観光客も増加しています。

鉄道においては、2019(平成31)年3月に、南北リアス線とJR山田線宮古・釜石間が、「三陸鉄道リアス線」として一貫運行され、第3セクター鉄道では日本最長となる163キロメートルが鉄路で結ばれ、利用者の利便性が向上しました。

2019(令和元)年10月には、台風19号の被害を受け、113kmの区間が不通となりましたが、2020(令和2)年3月に全線運行再開となりました。

2024(令和6)年4月1日には、開業40周年を迎え、今後はインバウンドも含めた観光客の更なる利用が期待されています。

空路では、2014(平成26)年に「いわて花巻空港」に国際定期チャーター便である、花巻－台湾便が就航し、台湾からのインバウンドの増加に繋がりました。

海路では、2018(平成30)年6月に岩手県初となる定期フェリーが宮古市と北海道室蘭市を結び、「宮蘭航路」として就航しましたが、2020(令和2)年3月に運航休止となり、現在はフェリー航路再開に向けて気運の醸成を図っています。

以上が、宮古市を取り巻く交通環境の変化です。

観光施設の変化については、浄土ヶ浜周辺では、環境省の直轄整備により、海岸歩道をはじめ、トイレ、駐車場、園地内標識などの整備が随時行われており、誰もが使いやすいバリアフリーの環境整備が進んでいます。

浄土ヶ浜遊覧船は2021(令和3)年1月11日で運航終了となりましたが、市民を交え、遊覧船の新たな形の検討を行い、市で新たな遊覧船「宮古うみねこ丸」を建造し、公設民営による遊覧船運航事業を、2022(令和4)年7月17日から実施しています。

運航開始2年2カ月の2024(令和6)年9月24日に乗船者数10万人を達成しました。

宮古駅周辺では、2024(令和6)年度に末広町商店街の無電柱化工事が完了し、新たな街の賑わいを見せています。

また、宮古駅前総合観光案内所は、外国人観光客の受入態勢の強化を図っており、日本政府観光局(JNTO)により外国人観光案内所カテゴリー2の認定を受け、インバウンドや外国客船乗船客の観光案内を行っています。

田老地区では、2018(平成30)年に整備が完了した「道の駅たろう」が、被災地区の再生・創生に向けた取り組みが評価され、国土交通省の重点道の駅に認定され、三陸ジオパークのゲートウェイとして、観光やイベントの拠点となっています。

「たろう観光ホテル」は津波遺構保存整備事業により整備され、津波遺構第1号に認定されました。震災の甚大な被害の記憶を風化させることなく、命の大切さを後世に伝えることを目的とした「学ぶ防災ガイド」を2012(平成24)年から開始し、現在までに約23万人の方が参加しています。

2024(令和6)年度には、旧田老総合事務所跡地に「宮古市災害資料伝承館」を整備し、災害資料や、災害の歴史資料の展示を行う施設として、2025(令和7)年6月のオープンを目指しています。

新里地区では、オートキャンプ場、交流施設等を併設した「リバーパークにいさと」があり、「閉伊川川下り大会」をはじめとする川の体験の拠点となっています。また、源兵衛平高原は貴重な動植物が生息する自然と、解放感のある眺望が楽しめます。

川井地区では、山の恵みとともに生活してきた川井地域を紹介する「北上山地民俗資料館」や「薬師塗漆工芸館」のほか、早池峰山麓にあるタイマグラ地区には宿泊施設の「早池峰山荘」やバンガロー村、キャンプ場が整備され、早池峰登山や溪流釣りなどに利用されており、「木の博物館」など、森の体験ができる環境も整備されています。

自然公園に関しては、2019(令和元)年6月9日に、東日本大震災の被災地を歩いて支援する環境省のプロジェクト「みちのく潮風トレイル」が全線開通し、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸約1,000キロメートルがつながりました。

ハイカーに優しい街を目指し「トレイルタウンみやこ」として、ロングハイカーへのおもてなしや、インバウンドの誘客を行っています。

海水浴場については、東日本大震災で6か所の海水浴場が全て被災し、閉鎖していましたが、2012(平成24)年に浄土ヶ浜海水浴場がいち早く復旧し、2018(平成30)年に藤の川海水浴場、2019(令和元)年に女遊戸海水浴場、真崎海岸小港海水浴場が復旧・開設しました。

海水浴場開設期間中は、県内外から多くの海水浴客が訪れています。

③宮古市の取り組み

下記施策について重点的な取り組みを行ってきました。

- ・三陸ジオパークを活用した地域振興や、防災教育の推進のため、宮古市三陸ジオパーク推進協議会が中心となり、基幹組織である三陸ジオパーク推進協議会との連携のもと、浄土ヶ浜をはじめとする市内のジオサイトを活用した出前授業や保全活動、「三陸ジオパーク認定ガイド」の育成を行いました。
- ・環境省等と連携し、「みちのく潮風トレイル」を活用するとともに、「トレイルタウンみやこ」を目指し、ロングハイカーやインバウンドの誘致を図りました。
- ・2022(令和4)年7月17日から運航開始した「宮古うみねこ丸」を公設民営で管理し、体験型観光の核としての活用を図りました。
- ・定期的な動態調査によるデータ収集と分析に基づいた観光戦略策定のため、観光客動向分析やデータ収集を行う宮古版 DMO を主導する宮古観光文化交流協会との連携を図り、地域ブランドや、地域観光資源の普及促進を図りました。
- ・観光パンフレットや動画、SNS を活用した観光素材の周知宣伝を行いました。
- ・宮古市の冬の食材を活かした「田老鮭・あわびまつり」「元祖宮古鮭まつり」「宮古真鱈まつり」「重茂早採りわかめ『春いちばん』まつり」「宮古毛ガニまつり」を「みやこ冬の味覚イベントリレー」として支援し、観光客の誘客を図りました。
- ・市民のおもてなし意識の醸成を図るため、「もてなし観光文化検定」を実施し、地域観光ボランティア「宮古もてなし隊」の育成を行いました。
- ・大型外国客船の宮古港寄港に伴い、藤原ふ頭及び宮古駅前での外国人乗船客の観光案内業務を行いました。
- ・インバウンド受入環境整備のため、インバウンドセミナーの開催、多言語観光案内版の設置を行いました。
- ・閉伊川流域の自然を活用した体験観光プログラム「Hey-river」の開発、三陸復興国立公園や早池峰国立公園などの自然資源を活用した誘客事業など、森、川、海の豊かな自然素材を活用した体験型観光を推進しました。
- ・防災教育の普及促進のため、津波遺構第1号に認定された、「たろう観光ホテル」を中心とした「学ぶ防災ガイド」の活用を行いました。
- ・観光拠点施設である「グリーンピア三陸みやこ」、「シートピアなあと」、「浄土ヶ浜レストハウス」等の管理を行い、観光客の利便性及び観光消費増進の拠点とするとともに、会議室、体験室の活用、災害時の防災拠点としての機能も整備しました。

- ・自然公園施設の維持管理においては、環境省により整備された「浄土ヶ浜ビクターセンター」の運営に携わるとともに、園地内の利便性、安全性の確保のため、駐車場の整備、支障木の撤去等の維持管理を行いました。
- ・月山の包括的な整備のため、山頂までの車道整備を行うとともに、山頂展望台、駐車場の整備、バリアフリー化に取り組みました。
- ・浄土ヶ浜地区、三王真崎地区、姉ヶ崎地区、重茂地区、早池峰国定公園区域においては、自然公園保護管理員を配置し、自然公園内の美化清掃、簡易整備などを行い、利用者の安全の確保を行いました。
- ・三陸沿岸道路及び盛岡横断道路を利用した日帰り圏内からの観光客の増加が見込まれることから、観光案内道路看板の整備を行いました。
- ・宮古市内7箇所のキャンプ場の利用促進を図るため、キャンプ場パンフレットを作成するなど、周知宣伝活動を行いました。

2. 観光の課題

旅行形態の大きな変化、インバウンドの回復など、観光の現状を踏まえ、宮古市の持続可能な観光の復興と振興のために、次の課題の解決を目指します。

(1) 観光拠点の再整備

- ①環境省では浄土ヶ浜園地内の遊歩道などの再整備を実施しており、市としても国や県の整備に歩調を合わせて、より一層の利便性と安全性の向上を図りながら、来訪者を迎える周辺景観を整備する必要があります。
- ②浄土ヶ浜園地内において、倒木等の危険性のある支障木については、優先度を考慮しながら計画的な伐採を行い、安全確保に努める必要があります。
- ③出崎ふ頭先端部の整備完了、「宮古うみねこ丸」の運航開始に伴い、道の駅「シートピアなあと」を中心とした出崎地区の観光整備を推進する必要があります。
- ④市への来訪においては、主たる経由地となる盛岡市からの移動が約90分に短縮されたことから、より近隣圏からの誘客を促進し、来訪目的地として選択されるための周知宣伝を行う必要があります。
- ⑤マイクロツーリズムやワーケーションに対応するため、盛岡市からの移動行程の中に観光スポットを設けるなど、既存施設の活用や新たな観光資源の掘り起こしに取り組む必要があります。

(2) 地域観光資源の活用

- ①持続可能な観光地を目指し、環境、文化、社会に十分配慮した観光戦略を設定する必要があります。
- ②従前の地域観光資源の活用に加え、個人旅行の観光客に対応可能な新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。
- ③閉伊川流域を活用した体験型観光素材や、桜や紅葉などの自然観光素材を活用した観光資源の掘り起こしを行う必要があります。
- ④「三陸ジオパーク」を観光資源として活用し、認知度を高めるため、適切な案内などが出来る「三陸ジオパーク認定ガイド」の育成を行う必要があります。
- ⑤「黒森神楽」や「黒森神社」、「千徳城跡」などの歴史資源や文化資源を、新たな観光資源として活用する必要があります。
- ⑥「みちのく潮風トレイル」のコース内容などの情報発信を充実させ、「トレイルタウンみやこ」として、ハイカーに優しい街を目指す必要があります。
- ⑦地域の特産物を広く周知すると共に、特産物を集客の目玉とした観光イベントを実施することにより、地元産業と連携した観光客誘致を図る必要があります。
- ⑧来訪者の満足度を向上し、リピーターを増加させるため、「宮古もてなし隊」や「三陸ジオパーク認定ガイド」を活用したおもてなしを実践する必要があります。

(3) 体験型観光の推進

- ①浄土ヶ浜、出崎地区を核として、海水浴場、遊覧船「宮古うみねこ丸」、小型船舶を活用したマリンツーリズムを推進する必要があります。
- ②閉伊川流域の観光資源の有効活用を検討し、体験型観光に活用可能な地域資源の掘り起こしを行う必要があります。
- ③森・川・海の観光資源の洗い出しを行い、それぞれの特性に応じた体験観光プログラムの策定を行う必要があります。
- ④体験型観光の拡充により、来訪者の滞在時間の延伸を図る等、観光消費額の増加を目指す必要があります。
- ⑤旅行形態には大きな変化が見込まれており、マイクロツーリズムやワーケーションなどに対応可能な体験観光プログラムを開発する必要があります。
- ⑥修学旅行や防災教育旅行、スポーツ合宿などで活用できる、教育素材となる歴史、伝統、文化、施設等の情報発信を行う必要があります。

(4) インバウンドの受入強化

- ①多言語表記看板や多言語表記メニューなどの整備による、インバウンドの受入態勢を強化する必要があります。
- ②インバウンドの受入に必要な、語学・通訳スキルを持った人材を育成する必要があります。
- ③キャッシュレス化の推進等により、外国人観光客の観光消費額を増加させる必要があります。
- ④国の補助制度等を活用した施設整備、多言語対応を推進する必要があります。
- ⑤外国客船寄港時における受入態勢の充実のため、市内事業者を対象とした講習会等を実施する必要があります。
- ⑥直行便が運航されている台湾をターゲットとして、インバウンド誘致営業活動及び受入体制の強化を行う必要があります。
- ⑦「みちのく潮風トレイル」を活用したインバウンド誘客を図るために、コースの整備、多言語情報の発信を行う必要があります。

第4章 観光振興の重点施策(コア・プロジェクト)

1. 基本方向

豊かな地域資源が総合的に結びつき、関係団体、市民と連携した持続可能で魅力ある観光地として発展していくため、基本的な方向を定めて取り組みます。

事業の推進にあたっては、国や県の補助事業を活用するなど、効果的に実施できるよう努めます。

観光拠点再整備事業

主要観光拠点の整備を推進するとともに、新たな観光拠点の機能強化及び沿岸市町村の地域間連携を強化します。

地域観光資源活用事業

「浄土ヶ浜」などに代表される、景勝地を地域観光資源として誘客に活用するとともに、森、川、海の豊かな自然とその恵みを活かした観光資源の掘り起こしと、地域に根ざした文化や歴史の観光資源としての活用に取り組みます。

体験型観光推進事業

遊覧船事業を中心としたマリンツーリズムの推進や、「みちのく潮風トレイル」のトレッキング、閉伊川流域の活用など、鑑賞するだけでなく、来訪者が自ら体験できる新たな観光形態の掘り起こしに取り組みます。

インバウンド受入強化事業

インバウンド、外国客船、外国人ハイカーの来訪などに対応するため、インバウンドの受入体制の強化を図ります。

2. コア・プロジェクトの概要

(1) 観光拠点再整備事業

- ①出崎地区を新たな観光拠点として活用するため、「シートピアなあと」を中心とした観光拠点機能の強化を図ります。
- ②「グリーンピア三陸みやこ」は宿泊施設、スポーツ競技の利用だけでなく、「宮古市地域防災拠点施設」としての機能を整備します。
- ③観光施設等において、観光客が快適な時間を過ごせるように、引き続きユニバーサルデザインの概念に基づいた施設の整備と管理を進めます。
- ④観光施設等における観光案内版等の整備及び、避難路や避難誘導表示の整備拡充など、安心で安全な観光客受入態勢に取り組めます。
- ⑤国道106号沿線の既存施設の活用と、観光資源の掘り起こしに取り組み、観光客の移動における負担軽減と観光ポイントの提供を図ります。
- ⑥市内道の駅の整備を行い、地域内連携の構築と、賑わい空間の創出を図ります。
- ⑦宮古観光文化交流協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、宿泊客や二次交通の確保など受入体制を整備します。
- ⑧自然公園の美化清掃と関連施設の適切な管理を行います。

(2) 地域観光資源活用事業

- ①持続可能な観光地を目指し、環境、文化、社会に配慮した施策を実施します。
- ②宮古地域にありながら、未だ観光資源としての活用が十分ではない素材や、新たな観光資源として活用が期待できる素材の掘り起こしを行います。
- ③自然豊かな閉伊川流域の潜在的な観光資源を活用した体験型観光の構築を図るため、資源の調査及び活用計画について研究します。
- ④環境省、「浄土ヶ浜ビジターセンター」と連携し、「みちのく潮風トレイル」を地域観光資源として活用し、「トレイルタウンみやこ」としてのブランド化を図ります。
- ⑤三陸ジオパーク推進協議会、沿岸市町村と連携し、三陸ジオパーク推進を目的としたジオサイトの情報発信や「三陸ジオパーク認定ガイド」の育成を行います。
- ⑥国指定重要文化財である「黒森神楽」や、「黒森神社」「千徳城跡」などの歴史的観光資源の活用及び既存資源の掘り起こしに取り組めます。
- ⑦冬季間の体験型イベントを「みやこ冬の味覚イベントリレー」と題して宣伝活動を行い、宿泊客を中心とした観光客誘致に取り組めます。

- ⑧冬季間の誘客施策として、冬季イベントと連携した宿泊商品の開発や、関係機関と連携し、地域観光資源を活用した誘客イベントの実施に取り組みます。
- ⑨閉伊川流域や「みちのく潮風トレイル」を活用した、宮古、田老、新里、川井の各地区が連携する観光の構築に取り組みます。

(3)体験型観光推進事業

- ①通過型の観光地ではなく、滞在型の観光地として、滞在時間の延伸、観光消費額の増大を目指すツールとして、体験型観光の推進を図ります。
- ②「宮古うみねこ丸」を核とし、浄土ヶ浜園地内の小型船舶や、シーカヤック、海水浴場などを活用したマリンツーリズムの促進を図ります。
- ③「宮古市災害資料伝承館」「津波遺構たろう観光ホテル」「学ぶ防災」を中心とした、防災教育と観光を融合させた復興ツーリズムの推進を図ります。
- ④スポーツ合宿や、体験観光イベントと連携した宿泊商品の促進を図ります。
- ⑤森・川・海 of 自然観光素材を取り入れた体験型観光プログラムを開発すると共に、SNS 等を活用した情報発信の充実を図ります。
- ⑥観光資源の検証・整理を行うとともに、複合型体験観光プログラムの開発と、歴史、伝統、文化等を取り入れた新たな観光資源の掘り起こしを行います。
- ⑦マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光形態の構築を推進します。
- ⑧体験型観光の普及促進に必要なインストラクター人材等の育成を支援します。

(4)インバウンド受入強化事業

- ①市全体としてインバウンド、外国客船、外国人ハイカーを迎え入れる意識醸成を図るため、研修会等の実施による啓発活動を行います。
- ②観光案内板の多言語表記整備及び市内飲食店等の多言語表記メニューの整備促進に取り組みます。
- ③事業者に対してキャッシュレス化に係る費用負担や、トイレの洋式化費用負担などに対する国の補助制度等の情報提供を行います。
- ④外国客船寄港時におけるインバウンド対応に係る受入態勢整備のため、インバウンドセミナーの実施や観光通訳の養成に取り組みます。
- ⑤台湾を始めとする、アジア圏をターゲットとした、インバウンド誘致営業活動に取り組みます。

3. コアプロジェクトの個別施策

施策推進にあたっては個別施策に対応したプロジェクトを次のように定めます。

(1) 観光拠点整備事業

プロジェクト（事業）	概要
浄土ヶ浜環境管理事業	浄土ヶ浜園地内の危険木、支障木等除去
浄土ヶ浜園地内道路改修事業	浄土ヶ浜園地内道路の改修工事
浄土ヶ浜ビジターセンター事業	浄土ヶ浜ビジターセンターの管理運営
浄土ヶ浜園地内周遊バス運行事業	浄土ヶ浜園地内の周遊電気バス運行
グリーンピア三陸みやこ改修事業	地域防災拠点施設整備、変電設備更新等
シートピアなあと施設改修事業	照明LED化、床面改修工事
マリnhaus前船揚場改修事業	船揚場改修工事
臼木山ポンプ室改修事業	ポンプ室設備改修工事

(2) 地域観光資源活用事業

プロジェクト（事業）	概要
観光イベント開催支援事業	観光資源を活用したイベントの開催支援
三陸ジオパーク推進事業	三陸ジオパークの推進、協議会への補助
宮古版地域DMOによる観光推進事業	宮古版DMOによる観光振興への補助
遊覧船運航事業	救命いかだ、無線機等の安全設備設置
宮古もてなしプラン事業	もてなし検定、講習会、もてなし隊支援

(3) 体験型観光促進事業

プロジェクト（事業）	概要
観光宣伝事業	観光パンフレットの作成、広告宣伝
体験型観光推進事業	森・川・海体験交流事業補助
防災学習ツアー促進事業	学ぶ防災事業補助

(4) インバウンド受入強化事業

プロジェクト（事業）	概要
インバウンド回復推進事業	台湾旅行博出展、地域通訳案内士養成

4. 計画推進のスケジュール等

宮古市観光振興ビジョンの推進のために、市総合計画の実施計画との整合性を図りながら、施策の目標とスケジュールを定めて進めていきます。

(1) 施策の目標

観光客の利便性などの向上を図ることにより、受入施設の利用者の増加や、各種イベントなどの来場者数の増加を目指します。

指標名	参考値 (2018/H30)	現状値 (2023/R5)	目標値 (2029/R11)
①市内宿泊客数 (万人)	28.2	23.2	28.2
②来訪者満足度 (%)	73.9	64.2	75.0
③浄土ヶ浜入込数 (万人)	69.7	59.0	69.7
④宮古観光文化交流協会 ホームページアクセス数 (件)	74,958	241,854	300,000

目標値の考え方

①市内宿泊客数の増加を目指すもの。

観光消費額に大きく寄与する「宿泊者数」を指標とすることにより、観光による経済効果の拡大、波及を目指す。

具体的な数値目標としては、新たな体験型観光プログラム等の充実により、コロナ禍前の、2018(平成30)年数値までの回復を目指す。

②来訪者満足度の上昇を目指すもの。

4半期ごとに行っている観光客動態調査における満足度の項目(7段階／大変満足、満足、やや満足、普通、やや不満、不満、大変不満)のうち上位2項目の集計比率75%を目指す。

③浄土ヶ浜来訪者数の増加を目指すもの。

最重要観光資源である浄土ヶ浜地区を基準とし、コロナ禍前の、2018(平成30)年数値までの回復を目指す。

④宮古観光文化交流協会 HP のアクセス数の増加を目指すもの。

インターネットを活用した情報発信を拡充し、年4%の増加を目指す。

(2)スケジュール

各プロジェクト(事業)は、次のスケジュールにより取り組みます。

	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
浄土ヶ浜環境管理事業	■	■	■	■	■
浄土ヶ浜園地内道路改修事業	■	■	■	■	■
浄土ヶ浜ビジターセンター事業	■	■	■	■	■
浄土ヶ浜園地内周遊バス運行事業	■	■	■	■	■
グリーンピア三陸みやこ改修事業	■	R8 以降の改修計画策定中			
シートピアなあと施設改修事業	■	■	■		
マリンハウス前船揚場改修事業	■	■			
臼木山ポンプ室改修事業	■	■			
観光イベント開催支援事業	■	■	■	■	■
三陸ジオパーク推進事業	■	■	■	■	■
宮古版地域DMO事業	■	■	■	■	■
宮古もてなしプラン事業	■	■	■	■	■
遊覧船運航事業	■	■	■	■	■
観光宣伝事業	■	■	■	■	■
体験型観光推進事業	■	■	■	■	■
防災学習ツアー促進事業	■	■	■	■	■
インバウンド回復推進事業	■	■	■	■	■

5. 計画推進のための関係団体との協働

計画を推進していくためには、関係する各種団体等と連携した活動が不可欠です。「宮古観光文化交流協会」、「三陸復興国立公園宮古集団施設地区運営協議会」など地域の観光関係者や、「三陸復興国立公園協会」、「三陸ジオパーク推進協議会」、「みちのくトレイルクラブ」「盛岡・八幡平広域観光推進協議会」などの広域での取り組みと連携して事業の推進にあたります。

また、地域ブランド推進のため、農林水産業や加工業など、異業種団体との連携も構築し、情報共有、発信を行っていきます。

資料編

■ 宮古市観光審議会について

1. 宮古市観光振興ビジョン策定に係る審議会開催状況

	期 日	場 所
2023(令和5)年度	2024(令和6)年 2月 8日	イーストピアみやこ会議室1・2
2024(令和6)年度	2024(令和6)年10月9日	宮古市役所2階2-1会議室
2024(令和6)年度	2025(令和7)年 3月 4日	イーストピアみやこ多目的ホール

2. 宮古市観光審議会委員名簿（2024/令和6年度当初）

職名	氏 名	所属等
会長	大志田 憲	岩手県立大学宮古短期大学部学科長／教授
副会長	佐々木 理江	宮古商工会議所女性会会長
委員	高辻 陽介	環境省東北地方環境事務所三陸復興国立公園管理事務所 国立公園保護管理企画官
委員	小野寺 利幸	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 主幹兼地域振興課長兼復興推進課長
委員	近江 勇	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合宮古支部専務理事
委員	佐々木 隆文	岩手県北自動車株式会社宮古地区統轄長
委員	中居 泰雅	【公募委員】
委員	小野寺 美賀子	【公募委員】
委員	岡村 優希	【公募委員】
委員	水木 高志	さんりくESD閉伊川大学校校長
委員	八重樫 眞	岩手県北自動車株式会社アンバサダー
委員	佐々木 フレデリカ	宮古市国際交流協会
委員	伊藤 史章	三陸鉄道株式会社旅客営業部旅客営業課
委員	佐々木 ヒナ子	宮古もてなし隊事務局員
委員	大久保 誠	リアス観光株式会社代表取締役
委員	佐々木 慶子	昭和通りのおかみさんもてなしたい代表
委員	元田 久美子	一般社団法人宮古観光文化交流協会
委員	松下 竜之介	一般社団法人浄土日和
委員	盛岩 幸恵	宮古観光創生研究会
委員	在原 歌織	浄土ヶ浜ビジターセンター副センター長

3. 宮古市観光審議会に関する条例

平成17年6月6日

条例第157号

改正 平成19年6月19日条例第17号

平成21年12月16日条例第30号

(設置)

第1条 宮古市の観光に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として宮古市観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、おおむね次の事項について調査及び審議を行う。

- (1) 観光開発基本計画に関すること。
- (2) 観光資源の保護に関すること。
- (3) 観光資源の開発及び整備に関すること。
- (4) 観光資源の利用に関すること。
- (5) その他観光に関し市長が諮問したこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(平19条例17・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。

(平21条例30・旧附則・一部改正)

2 平成21年12月31日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村観光開発審議会条例(昭和46年川井村条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平21条例30・追加)

3 平成22年1月1日から平成23年3月23日までの間、第3条第1項の規定中「委員20人以内」とあるのは、「委員21人以内」とする。

(平21条例30・追加)

附 則(平成19年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。